（支給停止の申出の撤回）

第三十二条の三　法第二十条の二第三項の規定により障害基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

2・3　（略）

（改定の請求）

第三十三条　法第三十四条第二項の規定による障害基礎年金の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2～6　（略）

第三十三条の二　法第三十四条第四項（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第二条の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条及び第三十五条の二において同じ。）の規定による障害基礎年金（昭和六十年改正法附則第三十二条第六項及び政令第三百三十七号第十一条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。第三号及び第六号並びに第三十五条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　（略）

三　個人番号又は基礎年金番号

四～九　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等（第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一～七　（略）

3　（略）

（子を有するに至つたときの届出）

第三十三条の三　障害基礎年金の受給権者は、子（法第三十三条の二第二項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第三十二条の三　法第二十条の二第三項の規定により障害基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三～五　（略）

2・3　（略）

（改定の請求）

第三十三条　法第三十四条第二項の規定による障害基礎年金の額の改定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

2～6　（略）

第三十三条の二　法第三十四条第四項（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第二条の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条及び第三十五条の二において同じ。）の規定による障害基礎年金（昭和六十年改正法附則第三十二条第六項及び政令第三百三十七号第十一条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。第三号及び第六号並びに第三十五条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の額の改定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　（略）

三　基礎年金番号

四～九　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等（第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）及び国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一～七　（略）

3　（略）

（子を有するに至つたときの届出）

第三十三条の三　障害基礎年金の受給権者は、子（法第三十三条の二第二項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

2　（略）